

三里塚平和塔 取極書

とりきめしよ

前 文

（三里塚平和塔奉賛会の立場、および交渉の経緯）

三里塚平和塔奉賛会は、一九六七年十一月以来、新東京国際空港四〇〇〇メートル滑走路建設予定地に、平和塔を建立し、次の三点を理由にその建設に反対してきた。

一、三里塚周辺農民の農地とその生活が、一方的に破壊され、堪え難い苦しみを農民に与えることになる。

二、航空機騒音等により、いちじるしく周辺住民の生活環境を悪化させる。

三、日米安保条約ならびに地位協定の存在する下で、大型空港が軍事的に利用されないという保障が全くない。

以上の反対にもかかわらず、空港建設工事は進捗、完成に近づき、開港が急がれている実情にかんがみ、空港周辺農民と住民の生活を守る立場から、平和塔奉賛会は、「三里塚空港から郷土と暮らしを守る会」「三里塚農民組合」、その他の民主・平和団体とともに、千葉県土地収用委員会会長のあっせんを受け入れて、千葉県知事と交渉をつづけてきた。千葉県知事は政府、新東京国際空港公団の処理す

べき問題について、解決を求める場をあっせんした。公団総裁は、この場を通じ、平和塔奉賛会、守る会、農民組合等の要求を聞き、別紙第一の『覚書』^{おぼえがき}をもって、奉賛会長に対し、平和塔およびその附属施設の遷座^{せんざ}および移転を要請した。そこで運輸大臣、千葉県知事、新東京国際空港公団総裁と奉賛会会長との間に、次のような主文^{しゅぶん}による約定^{やくじよう}をとりかわすことに合意をみるにいたった。

約定条項

平和塔奉賛会会長（以下甲という。）と運輸大臣、千葉県知事、ならびに新東京国際空港公団総裁（以下乙等という。）とは、成田市東三里塚二一四の一に所在する、平和塔ならびに附属施設（以下平和塔等という。）の遷座、移転に関して次のとおり約定する。

第一条 平和塔ならびに附属施設は、平和護持と新東京国際空港周辺住民の生活と航空の安全を守る平和塔建立本来の趣旨にのっとり、新空港に近接^{きんせつ}する適当な場所に移転する。

第二条 平和塔等の遷座、移転については、新東京国際空港公団は出来得^{でき}る限りの援助、協力を行なうものとする。

第三条 平和塔等の遷座、移転にあたって、乙等は次の事項を約束する。

一 新東京国際空港は純然たる民間空港であり、安保条約およびこれ^{もと}に基づく地位協定の存在にかかわらず、これを軍事的に利用することは絶対に認めない。その意味において、マック^{*}のチャー

ター機の離着陸もこれを認めない。なお、現在、羽田空港に行なわれているマックのチャーター機の離着陸も極力止めさせるよう努力する。

二 新東京国際空港の騒音対策については、乙等は重要な問題として各種対策に努力する。また、乙等は甲に対して騒音対策委員会委員を委嘱し、周辺住民の立場に立って積極的な活動を期待する。

三 乙等は、周辺農民に対して、現在、用地買収未済の地主および、やむをえず集団移転をよぎなくされる地主に対して、その個々の要望等を聞き、その移転補償問題の解決に誠意をもって対処する。

四 第二項および第三項の細目については、乙等は、甲の要望する別紙第二の主眼点について十分な政策再検討を加え、関係諸団体との間に別途協議する。

第四条 本約定に関し、とくに定めなき事項があったとき、または、疑義を生じたときは、別に甲、乙等において協議する。

昭和四十七年四月 日

甲 三里塚平和塔奉賛会会長

日本山妙法寺三里塚道場主任

佐藤 行通

乙等 運輸大臣

丹羽 喬四郎

千葉県知事職務代理者

千葉県副知事

川上紀一

新東京国際空港公団総裁

今井榮文

*マックのチャーター機の離発着＝軍事空輸の民間チャーター便。

ベトナム戦争が激しかった頃は、羽田空港にアメリカ軍のマックのチャーター便が頻繁ひんぱんに出入りしていました。一九六六年に千三百六十九回、一九六七年に二千二百二十六回、と言った具合で、当時の羽田空港の全発着便の内三〇四％を占めていました。

運んでくるものは、米軍兵員・軍属・日用品・弾薬・兵器・食料・傷病兵・戦死者の遺体など、ありとあらゆるものがあつたようです。中には、飛行機の窓を覆おおって、完全武装の兵士を、アメリカから羽田を経由して、直接、ベトナムに運んでいたこともあつたようです。「ようです」としか書けないのは、日米安保条約により、積み荷について、日本側には調べる権限はありませんので、確認はできませんが、漏もれてくる情報からの推定です。

羽田空港のグラントサービスの労働者から聞いた話では、マックのチャーター便の荷物をフォークリフトで運ぶ途中で、荷崩にくずれを起こし、荷物が落下して梱包こんほうが破れたところ、中から、機関銃が飛び出してきたこともあつたとのことでした。

◇本文中のアンダーラインは、編集部がつけました。次頁以降も同様です。

成田空港軍事利用反対資料(二)

国交大臣 石井 啓一 殿
防衛大臣 中谷 元 殿

二〇一五年十一月十日 三里塚平和塔奉賛会

成田空港から郷土と暮らしを守る会

成田空港を軍事利用しないための要請書

一九七二年(昭和四十七年)四月十五日に、平和塔奉賛会と当時の運輸大臣、千葉県知事、新東京国際空港公団は、「取極書」とりきめしよをとりかわし、その第三条で、四点の事項を約束するとした。

①新東京国際空港(当時)は純然たる民間空港であり、安保条約およびこれに基づく地位協定の存在にもかかわらず、これを軍事的に利用することは絶対に認めない。

②新東京国際空港の騒音対策については、各種対策に努力する。

③周辺農民に対して現在、用地買収未済みさいの地主、および、やむをえず集団移転を余儀なくされる地主に対して、その個々の要望を聞き、その移転補償問題の解決に誠意をもって対処する。

④第二項、第三項の細目については、要望する主眼点について、十分な政策再検討を加え、関係諸団体との間に別途協議する。

そして、第四条で、本約定に関し、特に定めなき事項があったとき、または、疑義を生じたときは、

別に協議する、とされています。

九月十九日に強行採決された安保関連法の審議のなかで、「取極書」に反すると思われる事態が生じています。そこで以下の点について要請します。

一、「取極書」の約定をまもるために、国としてどのように努力されているか明らかにしてください。

二、成田空港の軍事利用とは、武器弾薬を運ぶ、戦闘地域に行く自衛隊員を輸送することは該当すると思いますが、どう考えますか。

三、二〇〇四年から二〇〇六年までのいわゆるイラク復興支援活動において、成田空港から武器弾薬を輸送していないという根拠を示してください。

日本共産党の辰巳孝太郎参議院議員の質問「武器弾薬なども民間航空会社が運んだということではないですか」に、中谷防衛大臣は、「民間の航空会社と契約をして運んだ」と答えました。ところが、「イラク特措法とくそほうに基づく民間航空会社の実績とか、そういうものについては、関連文書が破棄はきされているので確定的にこたえられない」と答えられています。

この回答は、到底納得できません。武器弾薬を運んでいない根拠を示してください。

四、「軍事的利用することを認めない」という約定に反する状況が生まれしており、「取極書」の約定事項の第四条に基づいて、四者による協議の場を設定してください。

以上

☆今日まで明らかにされた事実

①「イラク復興支援」で、成田空港から装備品として、武器弾薬を含む輸送が、五回行われた。

②日本共産党の辰巳孝太郎参議院議員の質問「武器弾薬なども民間航空会社が運んだということですよですね」に、中谷防衛大臣は、「民間の航空会社と契約をして運んだ」と答えました。「装備品には、武器弾薬がふくまれる」（中谷防衛大臣）と答弁しており、成田空港から武器弾薬などが運ばれ、軍事利用された可能性が生じました。

③成田空港は、「軍事的利用はしない」との『取極書』^{とりきめしょ}が、一九七二年に国（当時の運輸大臣）、県（知事）、空港公団と市民団体（三里塚平和奉賛会）との間で交^かわされている。『取極書』の約定に反するとの指摘に、国交相は、「防衛省に、取極書について伝えてあり、守られているものと信頼している」といい、防衛省は、「当時の書類は、保管期間を過ぎているので、（何を積んだか）明らかにできない」と、約定を守る姿勢がまったくない。市民（団体）との約束を守らない、勝手な態度を示している。

④成田空港の建設は、農民の土地を取り上げ、騒音で生活ができない状態になるといって、多くの住民を苦しめる中でつくられました。その中で、「軍事的利用はしない」と取り決めた『覚書』^{おぼえがき}すら無視していることが、イラク戦争への支援の中で明らかになっています。戦争法が施行されるならば、成田空港が軍事的に使われる可能性が大きく、飛行機が標的となる事態が生まれます。成田空港を利用して旅行することも、安全ではない問題が浮かび上がっています。